

目 次

条 例

津市勤労者福祉センターの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例

津市農業共済条例の一部を改正する条例

津市公民館の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例

津市火災予防条例の一部を改正する条例

規 則

津市駐車場事業の財務に関する特例を定める規則の一部を改正する規則

告 示

公示送達

地縁による団体の認可

津市白山生活排水処理施設の使用料金徴収事務委託

放置自転車等の撤去及び保管

市道路線の区域変更

市道路線の供用開始

財政公表

公示送達

地縁による団体の認可

市道路線の区域変更

市道路線の供用開始

公 告

開発行為に関する工事の完了

開発行為に関する工事の完了

条件付一般競争入札の執行

犬の抑留

水道局告示

津市水道局指定給水装置工事事業者の指定

教育委員会告示

教育委員会の招集

※ 目次には、J I S 第一・第二水準範囲内の文字を使用しています。

津市勤労者福祉センターの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例
をここに公布する。

平成22年9月28日

津市長 松田直久

津市条例第36号

津市勤労者福祉センターの設置及び管理に関する条例の一部を改正する
条例

津市勤労者福祉センターの設置及び管理に関する条例（平成18年津市条例
第149号）の一部を次のように改正する。

第3条の次に次の8条を加える。

（指定管理者による管理）

第3条の2 センターの管理は、法第244条の2第3項に規定する指定管理
者（以下「指定管理者」という。）にこれを行わせるものとする。

（指定管理者が行う業務）

第3条の3 指定管理者は、次に掲げる業務を行うものとする。

- (1) センターの使用の許可に関する業務
- (2) センターの施設、設備器具等の維持管理に関する業務
- (3) その他市長が必要と認める業務

（指定管理者が行う管理の基準）

第3条の4 指定管理者は、法令、この条例、この条例に基づく規則その他市
長の定めるところに従いセンターの管理を行わなければならない。

（指定管理者の指定の申請）

第3条の5 指定管理者の指定を受けようとする者（以下「申請者」という。）
は、別に定める申請書に次に掲げる書類を添えて、当該指定について市長に
申請しなければならない。

- (1) センターの管理に係る事業計画書
- (2) センターの管理に係る収支計画書
- (3) 申請者の経営状況を説明する書類

(4) その他市長が必要と認める書類

(指定管理者の指定)

第3条の6 市長は、前条の規定による申請があったときは、次に掲げる基準によって当該申請の内容を総合的に審査した上、指定管理者の候補者を選定し、議会の議決を経て指定管理者を指定しなければならない。

(1) センターの運営に関し、住民の平等利用を確保することができる者であること。

(2) センターの効用を最大限に発揮させるとともに、その管理に係る経費の縮減を図ることができる者であること。

(3) センターの管理を適確に遂行するに足りる物的能力及び人的能力を有している者であること。

(事業報告書の作成及び提出)

第3条の7 指定管理者は、毎年度終了後30日以内に、次に掲げる事項を記載した事業報告書を作成し、市長に提出しなければならない。

(1) センターの管理業務の実施状況及び利用状況

(2) 第6条第1項に規定する利用料金の収入の実績

(3) センターの管理に係る経費の収支状況

(4) その他市長が必要と認める事項

2 前項の規定にかかわらず、指定管理者は、年度の中途において第3条の9第1項の規定により指定を取り消されたときは、その取り消された日から起算して30日以内に前項の事業報告書を提出しなければならない。

(業務報告の聴取等)

第3条の8 市長は、センターの管理の適正を期するため、指定管理者に対し、その管理の業務及び経理の状況に関し、定期に若しくは必要に応じて臨時に報告を求め、実地に調査し、又は必要な指示をすることができる。

(指定の取消し等)

第3条の9 市長は、指定管理者が前条の指示に従わないとき、その他指定管理者の責めに帰すべき事由により当該指定管理者による管理を継続することが適当でないと認めるときは、その指定を取り消し、又は期間を定めて管理の業務の全部若しくは一部の停止を命ずることができる。

2 前項の規定により、指定を取り消し、又は期間を定めて管理の業務の全部若しくは一部の停止を命じた場合において指定管理者に損害が生じても、本市は、その責めを負わない。

第4条及び第5条中「市長」を「指定管理者」に改める。

第6条の見出しを「(利用料金)」に改め、同条中「使用料」を「センターの使用に係る料金(以下「利用料金」という。)」に、「納付しなければ」を「指定管理者に支払わなければ」に改め、同条に次の1項を加える。

2 利用料金は、指定管理者の収入として収受させるものとする。

第7条の見出し中「使用料」を「利用料金」に改め、同条中「市長」を「指定管理者」に、「使用料」を「利用料金」に改める。

第8条(見出しを含む。)中「使用料」を「利用料金」に改める。

第10条第1項中「市長」を「指定管理者」に改める。

第11条を同条第2項とし、同項の前に次の1項を加える。

指定管理者は、その指定の期間が終了したとき、又は第3条の9第1項の規定により指定を取り消され、若しくは期間を定めて管理の業務の全部若しくは一部の停止を命ぜられたときは、その管理しなくなった施設、設備器具等を速やかに原状に回復しなければならない。ただし、市長の承諾を得たときは、この限りでない。

第13条中「市長」を「指定管理者」に改める。

別表中「使用料」を「利用料金」に、「施設使用料」を「施設利用料金」に改める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成23年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この条例の施行前に改正前の津市勤労者福祉センターの設置及び管理に関する条例の規定によりなされた処分、手続その他の行為は、それぞれ改正後の津市勤労者福祉センターの設置及び管理に関する条例の規定によりなされた処分、手続その他の行為とみなす。

3 市長は、この条例の施行日前においても、センターに係る指定管理者の指定に必要な準備行為を行うことができる。

津市農業共済条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成22年9月28日

津市長 松田直久

津市条例第37号

津市農業共済条例の一部を改正する条例

津市農業共済条例（平成18年津市条例第185号）の一部を次のように改正する。

第3条中第4項を第5項とし、第3項の次に次の1項を加える。

- 4 本市の包括共済に付されていた家畜であって、第12条第2項（同条第8項において準用する場合を含む。）の規定による権利義務の承継により本市の他の包括共済に新たに付されたものについての第2項第5号及び第6号の規定の適用については、当該他の包括共済に係る共済責任は、当該承継の際現に本市と当該権利義務の承継に係る譲渡人又は譲受人との間に存する包括共済に係る共済責任の始まった時に始まったものとみなす。

第33条第1項中「種別」を「共済事故等による種別」に、「農作物基準共済掛金率（法第107条第1項の農作物基準共済掛金率）」を「農作物危険段階基準共済掛金率（法第107条第4項の農作物危険段階基準共済掛金率）」に改め、同条第2項中「種別」を「共済事故等による種別」に改める。

第35条第1項中「共済目的の種類ごと」を「農作物共済の共済目的の種類等ごと」に、「種別」を「共済事故等による種別」に、「農作物共済に」を「農作物に」に、「共済細目の」を「共済細目書の」に、「100分の70と」を「100分の50と」に、「100分の80と」を「100分の60と」に、「100分90と」を「100分の70と」に改め、同条第3項中「種別」を「共済事故等による種別」に改め、同項に次のただし書を加える。

ただし、第1項の申出をしなかった場合にあっては、法第106条第2項の規定により農林水産大臣が定めた2以上の金額（飼料の用に供することを目的とするものの耕作を行う耕地に係るもの）にあっては飼料の用に供するものとして定めた金額、米粉の用に供することを目的とするものの耕作を行う

耕地に係るものにあつては米粉の用に供するものとして定めた金額)のうち最低のものとする。

第35条第4項中「農作物共済の共済目的の種類等のうち、水稻について農林水産大臣が定めた2以上の」を「次の各号に掲げる農作物共済の共済目的の種類等ごとに、当該各号に掲げる」に改め、同項に次の各号を加える。

(1) 水稻 法第106条第2項の規定により農林水産大臣が定めた2以上の金額のうち、前項において規定した金額以外のすべての金額

(2) 麦1類から麦5類まで 同上

第35条第5項中「4月30日」を「水稻にあつては4月30日まで、麦にあつては11月30日」に改める。

第36条及び第38条中「種別」を「共済事故等による種別」に改める。

第67条第1項中「支払い」を「支払」に改め、第8号を第9号とし、第7号を第8号とし、第6号を第7号とし、第5号の次に次の1号を加える。

(6) 次の要件のすべてに適合する場合

ア 当該共済事故に係る家畜が、第12条第2項(同条第8項において準用する場合を含む。)の規定による権利義務の承継前から引き続き本市の包括共済に付されていたものであり、かつ、当該承継により本市の他の包括共済に新たに付されたものであること。

イ 当該共済事故に係る家畜が当該共済事故が生じた日の前日から起算して2週間以上前からアの権利義務の承継に係る譲渡人又は譲受人により本市の包括共済に付されていたものであること。

第67条第1項に次の1号を加える。

(10) 次の要件のすべてに適合する場合

ア 当該共済事故に係る家畜が、第12条第2項(同条第8項において準用する場合を含む。)の規定による権利義務の承継前から引き続き本市の特定包括共済に付されていたものであり、かつ、当該承継により本市の他の特定包括共済に新たに付されたものであること。

イ 当該共済事故に係る家畜が当該共済事故が生じた日の前日から起算して2週間以上前からアの権利義務の承継に係る譲渡人又は譲受人により本市の特定包括共済に付されていたものであること。

第70条第3項中「第60条第5項」を「第60条第3項、第6項」に改める。

第130条第1項中「第3条第4項」を「第3条第5項」に改める。

別表第1及び別表第2中「種別」を「共済事故等による種別」に改める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、三重県知事の認可のあった日から施行する。

(経過措置)

2 改正後の津市農業共済条例の規定は、この条例の施行の日（以下「施行日」という。）以後に共済責任期間（家畜共済にあつては、共済掛金期間。以下同じ。）の開始する共済関係について適用し、施行日前に共済責任期間の開始する共済関係については、なお従前の例による。ただし、次項から第5項までに規定する規定の適用については、次項から第5項までに定めるところによる。

3 改正後の第3条第4項及び第5項、第67条第1項第6号から第10号まで並びに第130条第1項の規定は、平成22年4月1日から施行日前までに共済責任期間の開始する共済関係についても、適用する。

4 改正後の第35条第1項及び第3項から第5項までの規定は、平成23年産の水稻及び麦から適用するものとし、平成22年以前の年産の水稻及び麦については、なお従前の例による。

5 改正後の第70条第3項の規定は、施行日前までに共済責任期間の開始する共済関係についても、適用する。

津市公民館の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成22年9月28日

津市長 松田直久

津市条例第38号

津市公民館の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例

津市公民館の設置及び管理に関する条例（平成18年津市条例第242号）の一部を次のように改正する。

第3条の表津市津中央公民館の項中「津市津中央公民館」を「津市中央公民館」に改め、同表津市久居中央公民館の項を削り、同表津市河芸中央公民館の項中「津市河芸中央公民館」を「津市河芸公民館」に改め、同表津市芸濃中央公民館の項中「津市芸濃中央公民館」を「津市芸濃公民館」に改め、同表津市河内公民館の項及び津市美里中央公民館の項を削り、同表津市安濃中央公民館の項中「津市安濃中央公民館」を「津市安濃中公民館」に改め、同表津市香良洲中央公民館の項中「津市香良洲中央公民館」を「津市香良洲公民館」に改め、同表津市一志中央公民館の項を削り、同表津市高岡公民館の項中「津市高岡公民館」を「津市一志高岡公民館」に改め、同表津市白山中央公民館の項中「津市白山中央公民館」を「津市白山公民館」に改め、同表津市美杉中央公民館の項を削る。

別表を次のように改める。

別表（第7条関係）

単位 円

館名	区分 施設又は設備器具	午前9時	午後1時	午後6時
		から正午 まで	から午後 5時まで	から午後 10時まで
津市中央公民館	ホール	6,800	9,000	9,000
	会議室	1,200	1,600	1,600
	研修室	700	900	900
	実習室	1,300	1,700	1,700
	和室	1,200	1,600	1,600
	ピアノ	1台 1,000		
	拡声装置	1式 700		
津市橋北公民館	研修室A	3,400	4,200	4,200
	研修室B	1,200	1,700	1,700
	研修室C	900	1,200	1,200
	実習室	2,700	3,700	3,700
	食工房	2,500	3,400	3,400
	和室	1,600	2,200	2,200
津市橋南公民館	会議室	900	1,200	1,200
	研修室	700	900	900
	実習室	1,200	1,500	1,500
	和室	600	800	800
津市一身田公民館	会議室	900	1,100	1,100
津市白塚公民館	研修室	700	900	900
津市片田公民館	実習室	1,000	1,300	1,300
津市南郊公民館	和室	600	700	700
津市豊里公民館	大会議室	1,700	2,200	2,200
津市敬和公民館	会議室	900	1,200	1,200
	研修室	700	900	900
	実習室	1,200	1,500	1,500
	和室	600	800	800

	ピアノ	1台 1,000			
	拡声装置	1式 700			
津市久居公民館	講座室	1,200	1,500	1,500	
	調理室	1,600	2,100	2,100	
	大会議室 2	2,000	2,600	2,600	
	大会議室 3	全室使用	3,200	4,200	4,200
		2分の1使用	2,000	2,600	2,600
	中会議室	1,200	1,500	1,500	
	小会議室 2	800	1,000	1,000	
	小会議室 3	600	800	800	
	茶華道室	1,600	2,100	2,100	
	講座室 3	1,200	1,500	1,500	
研修室	800	1,000	1,000		
津市桃園公民館	会議室等（一室当たり）	300	300	300	
津市戸木公民館	第1講座室	600	800	800	
	第2講座室	全室使用	1,200	1,500	1,500
		2分の1使用	600	800	800
	調理室	600	800	800	
津市七栗公民館	研修室	600	800	800	
	大会議室 1	600	800	800	
	大会議室 2	600	800	800	
	小会議室	600	800	800	
	調理実習室	600	800	800	
津市稲葉公民館 津市榊原公民館 津市立成公民館	会議室等（一室当たり）	300	300	300	
	大ホール	6,000	7,000	7,000	
	第1研修室	800	1,000	1,000	
	第2研修室	800	1,000	1,000	
	第3研修室	800	1,000	1,000	
	第1会議室	800	1,000	1,000	

津市河芸公民館	第2会議室	800	1,000	1,000	
	和室1	400	500	500	
	和室2	400	500	500	
	大広間（和室）	第1和室	800	1,000	1,000
		第2和室	800	1,000	1,000
		第3和室	800	1,000	1,000
	多目的室	800	1,000	1,000	
	中会議室	800	1,000	1,000	
	料理教室	1,500	2,000	2,000	
	創作室	800	1,000	1,000	
	陶芸室	800	1,000	1,000	
	茶室	1,500	2,000	2,000	
津市豊津公民館	会議室	400	500	500	
津市上野公民館	第1研修室	400	500	500	
	第2研修室	400	500	500	
	第1会議室（和室）	400	500	500	
	第2会議室（和室）	400	500	500	
	料理教室	1,200	1,500	1,500	
津市黒田公民館	会議室	400	500	500	
津市千里ヶ丘公民館	ホール	800	1,000	1,000	
	第1研修室	400	500	500	
	第2研修室	400	500	500	
	第1会議室（和室）	400	500	500	
	第2会議室（和室）	400	500	500	
	第3会議室（和室）	400	500	500	
	料理教室	1,200	1,500	1,500	
津市芸濃公民館	和室	1,500	2,000	2,000	
津市椋本公民館					
津市明公民館					
津市安西公民館	会議室	400	500	500	
津市雲林院公民館					

津市長野公民館				
津市高宮公民館	研修室	600	800	800
	会議室	600	800	800
	和室	900	1,200	1,200
	実習室	900	1,200	1,200
津市辰水公民館	会議室	400	500	500
津市安濃中公民館	調理室	1,200	1,600	1,600
	美術室	900	1,200	1,200
	工芸室	900	1,200	1,200
	研修室 1	1,800	2,400	2,400
	研修室 2	1,200	1,600	1,600
	研修室 3	900	1,200	1,200
	大広間	2,400	3,200	3,200
	和室 1	900	1,200	1,200
	和室 2	900	1,200	1,200
	多目的ホール	2,400	3,200	3,200
津市草生公民館	研修室 1	600	800	800
津市村主公民館	研修室 2	600	800	800
津市安濃公民館	生活実習室	900	1,200	1,200
	多目的ホール	1,800	2,400	2,400
津市明合公民館	会議室	600	800	800
	料理教室	900	1,200	1,200
	研修室	1,800	2,400	2,400
津市香良洲公民館	大会議室	1,500	2,000	2,000
	小会議室（和室）	800	1,000	1,000
	研修室	1,200	1,500	1,500
津市大井公民館	大研修室	1,500	2,000	2,000
	研修室・会議室（和室）	800	1,000	1,000
	調理実習室	1,200	1,500	1,500
津市波瀬公民館	研修室	1,500	2,000	2,000
	実習室	1,200	1,500	1,500

	和室	800	1,000	1,000
津市川合公民館	会議室	800	1,000	1,000
	研修室	1,500	2,000	2,000
	実習室	1,200	1,500	1,500
	和室	800	1,000	1,000
津市一志高岡公民館	ホール	5,000	5,000	8,000
	会議室 1	2,000	2,000	3,000
	会議室 2	2,000	2,000	3,000
	研修室 A	1,000	1,000	1,000
	実習室 1	2,000	2,000	3,000
	和室	2,000	2,000	3,000
津市白山公民館	婦人教室	800	1,000	1,000
	講義室	800	1,000	1,000
	和室	800	1,000	1,000
津市元取公民館	研修室	2,000	2,000	2,500
	会議室	1,000	1,000	1,250
	和室	1,000	1,000	1,250
	実習室	1,000	1,000	1,250
津市家城公民館	多目的ホール	2,000	2,000	2,500
	研修室 (和室)	1,000	1,000	1,250
	生活実習室	1,000	1,000	1,250
津市川口公民館	多目的ホール	2,000	2,000	2,500
	和室	1,000	1,000	1,250
	生活実習室	1,000	1,000	1,250
津市大三公民館	多目的ホール	2,000	2,000	2,500
	研修室 (和室)	1,000	1,000	1,250
	生活実習室	1,000	1,000	1,250
津市倭公民館	多目的ホール	2,000	2,000	2,500
	会議室	1,000	1,000	1,250
	和室	1,000	1,000	1,250
	実習室	1,000	1,000	1,250

津市八ッ山公民館	多目的ホール	2,000	2,000	2,500
	研修室(和室)	1,000	1,000	1,250
	生活実習室	1,000	1,000	1,250
津市竹原公民館	健康相談室	1,600	2,100	3,000
	会議室 和室	600	900	1,200
	会議室 洋室	600	900	1,500
	ふれあい実習室	1,600	2,100	3,000
	調理実習室	900	1,200	1,500
	和室	900	1,200	1,500
	洋室	1,600	2,100	3,000
津市八知公民館	大集会場	1,600	2,100	3,000
	老人娯楽室	900	1,200	1,500
	作法室	400	600	900
	娯楽室	600	900	1,200
	会議室 1	1,600	2,100	3,000
	委員会室	1,600	2,100	3,000
	会議室 2	1,100	1,500	2,300
	調理室	900	1,200	1,500
津市太郎生公民館	会議室	1,600	2,100	3,000
	小会議室	1,100	1,500	2,300
	和室	600	900	1,200
	多目的ホール	1,600	2,100	3,000
津市伊勢地公民館	研修室	1,600	2,100	3,000
	調理室	900	1,200	1,500
	和室	600	900	1,200
津市八幡公民館	会議室	1,600	2,100	3,000
	小会議室	1,100	1,500	2,300
	和室	400	600	900
津市多気公民館	研修室	1,600	2,100	3,000
	実習室	1,600	2,100	3,000
	調理室	900	1,200	1,500

	相談室	600	900	1,200
津市下之川公民館	実習室	1,600	2,100	3,000
	会議室	1,100	1,500	2,300
	和室	600	900	1,200
	調理室	900	1,200	1,500
<p>[備考]</p> <p>冷暖房時の施設使用料については、当該施設使用料の10分の3の額を加算する。</p>				

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、平成23年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 改正後の津市公民館の設置及び管理に関する条例の規定は、この条例の施行の日以後の使用に係る使用料から適用し、同日前の使用に係る使用料については、なお従前の例による。

(津市芸濃総合文化センターの設置及び管理に関する条例の一部改正)

- 3 津市芸濃総合文化センターの設置及び管理に関する条例（平成18年津市条例第239号）の一部を次のように改正する。

第4条中「津市芸濃中央公民館」を「津市芸濃公民館」に改める。

(津市美里文化センターの設置及び管理に関する条例の一部改正)

- 4 津市美里文化センターの設置及び管理に関する条例（平成18年津市条例第240号）の一部を次のように改正する。

第4条中「及び津市美里中央公民館」を削る。

津市火災予防条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成22年9月28日

津市長 松田直久

津市条例第39号

津市火災予防条例の一部を改正する条例

津市火災予防条例（平成18年津市条例第260号）の一部を次のように改正する。

第8条の3第1項中「又は熔融炭酸塩型燃料電池」を「、熔融炭酸塩型燃料電池又は固体酸化物型燃料電池」に改め、同条第2項中「固体高分子型燃料電池」の次に「又は固体酸化物型燃料電池」を加える。

第29条の5第3号中「第3条第2項第2号」を「第3条第3項第2号」に改め、同条第4号中「第3条第2項第3号」を「第3条第3項第3号」に改め、同条第5号中「第3条第2項第4号」を「第3条第3項第4号」に改める。

附 則

- 1 この条例は、平成22年12月1日から施行する。ただし、第29条の5の改正規定は、公布の日から施行する。
- 2 この条例の施行の際現に設置され、又は設置の工事がされている燃料電池発電設備（固体酸化物型燃料電池による発電設備に限る。）のうち、改正後の津市火災予防条例第8条の3の規定に適合しないものについては、当該規定は、適用しない。

津市駐車場事業の財務に関する特例を定める規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成22年9月17日

津市長 松田直久

津市規則第44号

津市駐車場事業の財務に関する特例を定める規則の一部を改正する規則
津市駐車場事業の財務に関する特例を定める規則（平成18年津市規則第208号）の一部を次のように改正する。

目次中「・第89条」を「一第90条」に、「第90条—第92条」を「第91条—第93条」に改める。

第92条を第93条とし、第91条を第92条とし、第90条を第91条とし、第9章中第89条の次に次の1条を加える。

（津市契約規則の準用）

第90条 前2条に定めるもののほか、駐車場事業に係る契約の締結及び履行については、津市契約規則（平成18年津市規則第40号）の規定を準用する。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

津市告示第222号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第260条の2第1項の規定により、地縁による団体を認可し、同条第10項の規定により次のとおり告示する。

平成22年9月17日

津市長 松田直久

1 名称

下多気区

2 規約に定める目的

本会は、以下に掲げるような地域的な共同活動を行うことにより、良好な地域社会の維持及び形成に資することを目的とする。

- (1)資産の造成と維持管理
- (2)住民の福祉増進と生活環境整備
- (3)美化・清掃等区域内の環境の整備
- (4)公共的事業の推進
- (5)その他本会が必要とする事項

3 区域

区の区域は、美杉町下多気の全てとする。

4 事務所

三重県津市美杉町下多気2586番地6に置く。

5 代表者の氏名及び住所

田上文彬

津市美杉町下多気2593番地

6 裁判所による代表者の職務執行の停止の有無並びに職務代行者の選任の有無

なし

7 代理人の有無

なし

8 規約に定める解散の事由

本会は、地方自治法第260条の20第2号、第3号、第4号及び第5条の規定により解散する。

総会の議決に基づいて解散する場合は、総会員の4分の3以上の承諾を得なければならない。

9 認可年月日

平成22年9月17日

津市告示第223号

津市白山生活排水処理施設の使用料金徴収事務の一部を次の者に委託したので地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第158条第2項の規定により告示する。

平成22年9月17日

津市長 松田直久

受託者

津市白山町川口北区長	渡邊 壽美男
津市白山町川口中区長	村上 香
津市白山町川口南区長	岩田 邦昭
津市白山町大角区長	中谷 初男
津市白山町双川区長	藤井 民夫

津市告示第224号

津市自転車等の放置の防止に関する条例第12条第2項の規定に基づき撤去し、保管している自転車等について、同条例第16条第2項の規定により次のとおり告示する。

平成22年9月17日

津市長 松田直久

1 放置されていた場所、台数及び撤去した年月日

放置されていた場所	台数	撤去した年月日
津駅周辺自転車等放置禁止区域	1	平成22年 9月 3日
江戸橋駅周辺自転車等放置禁止区域	4	平成22年 9月 6日
津新町駅周辺自転車等放置禁止区域	2	平成22年 9月 6日
津駅周辺自転車等放置禁止区域	5	平成22年 9月 7日
久居駅周辺自転車等放置禁止区域	2	平成22年 9月 7日
久居駅周辺自転車等放置禁止区域	2	平成22年 9月 9日
津駅周辺自転車等放置禁止区域	1	平成22年 9月10日
久居駅周辺自転車等放置禁止区域	1	平成22年 9月10日
江戸橋駅周辺自転車等放置禁止区域	4	平成22年 9月13日
津駅周辺自転車等放置禁止区域	3	平成22年 9月14日
津新町駅周辺自転車等放置禁止区域	1	平成22年 9月14日

2 保管期間

告示の日から90日間

3 連絡先

垂水自転車等保管庫

059-222-6307

津市告示第225号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、次のように道路の区域を変更した。

その関係図面は、津市建設部建設政策課において、告示の日から2週間一般の縦覧に供する。

平成22年9月21日

津市長 松田直久

1 路線名 4201 八町押加部町第1号線
道路の区域

区域	新旧の別	幅員 (m)	延長 (m)
津市押加部町 636 番 3 から 津市八町三丁目 729 番 3 地先まで	旧	5.9~6.8	14.0
津市押加部町 636 番 3 から 津市八町三丁目 729 番 3 地先まで	新	5.9~12.0	14.0

2 路線名 4201 八町押加部町第1号線
道路の区域

区域	新旧の別	幅員 (m)	延長 (m)
津市八町三丁目 187 番 4 地先から 津市八町三丁目 329 番 2 地先まで	旧	5.5~20.0	150.0
津市八町三丁目 187 番 4 地先から 津市八町三丁目 329 番 2 地先まで	新	15.0~20.0	150.0

津市告示第226号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、次のように道路の供用を開始した。

その関係図面は、津市建設部建設政策課において、告示の日から2週間一般の縦覧に供する。

平成22年9月21日

津市長 松田直久

整理番号	路線名	供用開始の区間	供用開始年月日
4201	八町押加部町第1号線	津市押加部町636番3から	平成22年 9月21日
		津市八町三丁目729番3地先まで	
4201	八町押加部町第1号線	津市八町三丁目187番4地先から	平成22年 9月21日
		津市八町三丁目329番2地先まで	

津市告示第227号

地方自治法第243条の3第1項及び津市財政公表条例第3条の規定により
平成22年8月31日現在の財政状況を次のとおり告示する。

平成22年9月28日

津市長 松田直久

公表内容

- 1 会計別歳入歳出予算の執行状況
- 2 一般会計予算の収入及び目的別支出状況
- 3 市債の状況
- 4 基金の状況
- 5 市有財産の状況
- 6 人口・世帯数・面積の状況
- 7 市税の負担状況

1 会計別歳入歳出予算の執行状況

平成22年8月31日現在

(単位:千円)

会計名	歳入			歳出		
	予算現額	収入済額	比率	予算現額	支出済額	比率
一般会計	100,471,469	40,077,578	39.9%	100,471,469	23,474,467	23.4%
モーターボート競走 事業特別会計	34,521,162	15,151,022	43.9%	34,521,162	14,703,836	42.6%
国民健康保険事業 特別会計 (事業勘定)	27,233,779	7,005,078	25.7%	27,233,779	9,006,117	33.1%
国民健康保険事業 特別会計 (直営診療施設勘定)	40,763	8,483	20.8%	40,763	11,814	29.0%
介護保険事業 特別会計	20,417,531	6,960,777	34.1%	20,417,531	6,929,053	33.9%
老人保健医療事業 特別会計	4,589	2,646	57.7%	4,589	511	11.1%
後期高齢者医療事業 特別会計	4,685,252	624,331	13.3%	4,685,252	1,472,130	31.4%
風力発電事業 特別会計	101,604	46,051	45.3%	101,604	18,558	18.3%
簡易水道事業 特別会計	1,176,442	19,941	1.7%	1,176,442	47,495	4.0%
農業集落排水事業 特別会計	537,296	45,197	8.4%	537,296	49,714	9.3%
土地区画整理事業 特別会計	1,160,368	651	0.1%	1,160,368	99,254	8.6%
下水道事業 特別会計	12,025,752	480,888	4.0%	12,025,752	1,413,878	11.8%
住宅新築資金等貸付 事業特別会計	173,810	38,067	21.9%	173,810	2,448	1.4%
棕本財産区 特別会計	574	83	14.5%	574	0	0.0%

2 一般会計予算の収入及び目的別支出状況

平成22年8月31日現在

(1) 収入

単位：千円

区 分	予算現額 A	収入済額 B	率 (B/A) %
1 市 税	37,508,309	22,305,015	59.5%
2 地 方 譲 与 税	1,103,200	352,478	32.0%
3 利 子 割 交 付 金	121,000	66,302	54.8%
4 配 当 割 交 付 金	21,600	30,954	143.3%
5 株 式 等 譲 渡 所 得 割 交 付 金	21,600	0	0.0%
6 地 方 消 費 税 交 付 金	2,442,500	500,714	20.5%
7 ゴ ル フ 場 利 用 税 交 付 金	370,000	143,126	38.7%
8 自 動 車 取 得 税 交 付 金	380,000	150,884	39.7%
9 国 有 提 供 施 設 等 所 在 市 町 村 助 成 交 付 金	52,000	0	0.0%
10 地 方 特 例 交 付 金	540,000	274,720	50.9%
11 地 方 交 付 税	17,300,000	8,337,200	48.2%
12 交 通 安 全 対 策 特 別 交 付 金	60,000	0	0.0%
13 分 担 金 及 び 負 担 金	1,971,001	655,516	33.3%
14 使 用 料 及 び 手 数 料	2,162,582	986,742	45.6%
15 国 庫 支 出 金	12,316,120	3,091,178	25.1%
16 県 支 出 金	5,900,467	959,295	16.3%
17 財 産 収 入	185,765	53,473	28.8%
18 寄 附 金	18,572	24,706	133.0%
19 繰 入 金	6,456,301	0	0.0%
20 繰 越 金	766,405	1,919,672	250.5%
21 諸 収 入	1,070,547	225,603	21.1%
22 市 債	9,703,500	0	0.0%
合 計	100,471,469	40,077,578	39.9%

(2) 支 出

単位：千円

区 分	予算現額 A	支出済額 B	比率 (B/A) %
1 議 会 費	563,080	227,745	40.4%
2 総 務 費	12,647,387	4,150,555	32.8%
3 民 生 費	32,176,357	9,063,572	28.2%
4 衛 生 費	8,997,031	2,096,394	23.3%
5 労 働 費	179,332	149,488	83.4%
6 農 林 水 産 業 費	2,803,846	368,344	13.1%
7 商 工 費	1,930,804	803,225	41.6%
8 土 木 費	13,233,265	1,419,843	10.7%
9 消 防 費	4,333,887	1,304,414	30.1%
10 教 育 費	10,303,027	3,210,462	31.2%
11 災 害 復 旧 費	930,936	405,136	43.5%
12 公 債 費	12,192,417	217,289	1.8%
13 諸 支 出 金	80,100	58,000	72.4%
14 予 備 費	100,000	0	0.0%
合 計	100,471,469	23,474,467	23.4%

3 市債の状況

平成22年8月31日現在

会計別	区分	未償還残高 (千円)	構成比 (%)
一般会計	1 普通債	57,069,645	60.6%
	(1) 総務	6,760,745	7.2%
	(2) 民生	3,500,480	3.7%
	(3) 衛生	7,488,135	8.0%
	(4) 労働	7,558	0.0%
	(5) 農林水産業	1,103,336	1.2%
	(6) 商工	221,177	0.2%
	(7) 土木	25,441,104	27.0%
	(8) 消防	1,787,354	1.9%
	(9) 教育	10,759,756	11.4%
	2 災害復旧債	240,269	0.2%
	(1) 衛生	2,787	0.0%
	(2) 農林水産業	33,827	0.0%
	(3) 土木	203,655	0.2%
	3 その他	36,937,669	39.2%
	(1) 減収補てん債	25,382	0.0%
	(2) 臨時減収補てん債	180,485	0.2%
	(3) 住民税等減税補てん債	7,798,567	8.3%
	(4) 臨時財政対策債	28,717,931	30.5%
	(5) その他	215,304	0.2%
	計	94,247,583	100.0%
特別会計	モータートレース競走	3,572,190	3.9%
	国民健康保険	4,814	0.0%
	風力発電	146,150	0.2%
	簡易水道	3,641,666	4.0%
	農業集落排水	4,783,409	5.2%
	土地区画整理	1,926,742	2.1%
	下水道	76,497,159	83.9%
	住宅新築資金等貸付	582,995	0.7%
		計	91,155,125
合計		185,402,708	

平成22年8月31日現在 一時借入金

0千円

4 基金の状況

平成22年8月31日現在

単位：千円

種 別	積立金現在高
財 政 調 整 基 金	14,195,718
減 債 基 金	2,451,447
職 員 退 職 手 当 基 金	1,120,016
文 化 振 興 基 金	211,328
国 際 交 流 推 進 基 金	217,730
緑 化 基 金	117,233
青 山 高 原 保 健 保 養 地 管 理 基 金	135,949
ふ る さ と 振 興 基 金	661,056
ま ち づ く り 振 興 基 金	4,024,838
ふ る さ と 津 か が や き 基 金	4,516
公 共 施 設 整 備 基 金	1,723,169
環 境 対 策 推 進 基 金	300,000
住 宅 新 築 資 金 等 貸 付 事 業 基 金	30,679
モ ー タ ー ボ ー ト 競 走 事 業 財 政 調 整 基 金	447,433
国 民 健 康 保 険 事 業 運 営 基 金	23,551
介 護 保 険 事 業 運 営 基 金	629,874
介 護 従 事 者 処 遇 改 善 臨 時 特 例 基 金	64,559
椋 本 財 産 区 財 政 調 整 基 金	18,550
農 業 集 落 排 水 事 業 基 金	7,860
合 計	26,385,506

5 市有財産の状況

平成22年8月31日現在

有 価 証 券 等	2,464,236千円
自 動 車	731台
建 物	1,130,088.38㎡
土 地	23,181,811.94㎡

6 人口・世帯数・面積の状況

平成22年8月31日現在

人 口	290,061人
世 帯 数	121,284世帯
面 積	710.81㎢

7 市税の負担状況

平成22年8月31日現在

1人当たり	税 目	1世帯当たり
59,274 円	市 民 税	141,760 円
54,778 円	固 定 資 産 税	131,007 円
5,903 円	都 市 計 画 税	14,117 円
4,749 円	市 た ば こ 税	11,357 円
1,719 円	軽 自 動 車 税	4,111 円
111 円	入 湯 税	265 円
251 円	そ の 他	600 円
126,785 円	計	303,217 円

氏名	住所
○○○○○ ○○○	○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○ ○ ○○○○○
○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○	○○
○○ ○○	○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○
○○ ○○	○○
○○○○○○○○ ○○○○ ○○○○○	○○
○○○○○ ○○○○○ ○○○	○○
○○○ ○○○○○ ○○○○○○○	○○

津市告示第229号

地方自治法(昭和22年法律第67号)第260条の2第1項の規定により、
地縁による団体を認可し、同条第10項の規定により次のとおり告示する。

平成22年9月28日

津市長 松田直久

1 名称

ハーモニータウン津自治会

2 規約に定める目的

本会は、以下に掲げるような地域的な共同活動を行うことにより、良好な
地域社会の維持形成に資することを目的とする。

- (1) 会員相互の親睦と生活向上を図ること。
- (2) 住みよい環境づくりの推進。
- (3) 防犯、防火、防災等について関係団体との協力に関すること。
- (4) 共用施設の維持管理並びに変更、処分。
- (5) 各種広報活動並びに公共事業に対する協力。
- (6) その他必要な事業。

3 区域

本会の区域は、津市上浜町四丁目27番地1～357、五丁目1番地84
～93および四丁目59番地2、五丁目1番地1, 81、五丁目69番地、
五丁目69番地1～6, 10の区域とする。

4 主たる事務所

三重県津市上浜町四丁目27番地97

5 代表者の氏名及び住所

勝田英昭

三重県津市上浜町四丁目27番地97

6 裁判所による代表者の職務執行の停止の有無並びに職務代行者の選任の有
無

なし

7 代理人の有無

なし

8 規約に定める解散の理由

本会は、地方自治法第260条の20第2号、第3号、第4号及び第5号の規定により解散する。

総会の議決に基づいて解散する場合は、会員の4分の3以上の承諾を得なければならない。

9 認可年月日

平成22年9月28日

津市告示第230号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、次のように道路の区域を変更した。

その関係図面は、津市建設部建設政策課において、告示の日から2週間一般の縦覧に供する。

平成22年9月30日

津市長 松田直久

1 路線名 3346 安東河辺町第1号線

道路の区域

区域	新旧の別	幅員 (m)	延長 (m)
津市河辺町 258 番地先から 津市河辺町 110 番地先まで	旧	5.5~6.0	90.0
津市河辺町 258 番地先から 津市河辺町 110 番地先まで	新	5.5~8.25	90.0

津市告示第231号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、次のように道路の供用を開始した。

その関係図面は、津市建設部建設政策課において、告示の日から2週間一般の縦覧に供する。

平成22年9月30日

津市長 松田直久

整理番号	路線名	供用開始の区間	供用開始年月日
3662	広明町河辺町線	津市河辺町143番地先から	平成22年 9月30日
		津市河辺町240番地先まで	
3346	安東河辺町第1号線	津市河辺町258番地先から	平成22年 9月30日
		津市河辺町110番地先まで	

津市公告第145号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第29条第1項の規定により許可した開発行為に関する工事が完了しましたので、同法第36条第3項の規定により次のとおり公告します。

平成22年9月17日

津市長 松田直久

- 1 工事完了年月日
平成22年9月14日
- 2 開発区域又は工区に含まれる地域の名称
津市河芸町杜の街一丁目1番の一部
- 3 許可を受けた者の住所及び氏名
津市河芸町杜の街二丁目21番地11
岩尾 篤

津市公告第146号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第29条第1項の規定により許可した開発行為に関する工事が完了しましたので、同法第36条第3項の規定により次のとおり公告します。

平成22年9月28日

津市長 松田直久

- 1 工事完了年月日
平成22年9月16日
- 2 開発区域又は工区に含まれる地域の名称
津市上浜町四丁目59-2、上浜町五丁目1-1ほか9筆1工区
- 3 許可を受けた者の住所及び氏名
津市桜橋二丁目178-1
大和ハウス工業株式会社三重支店
支店長、支配人 池田 全功

津市公告第147号

次のとおり条件付一般競争入札を執行しますので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の6第1項及び津市契約規則（平成18年津市規則第40号。以下「規則」という。）第4条の規定により、次のとおり公告します。

平成22年9月29日

津市長 松田直久

1 入札に付する事項

(1) 委託業務名

津市新斎場整備に係る事業手法調査業務委託

(2) 契約期間

契約締結日から平成23年1月21日（金）まで

2 入札参加者に必要な資格

本件の条件付一般競争入札に参加できる者は、次の各号のいずれにも該当する者としてします。

- (1) 地方自治法施行令第167条の4の規定に該当しないこと。
- (2) 平成22年度津市競争入札参加資格者名簿（物品・業務委託）において、「計画策定・コンサルティング」を希望業種として登載されていること。
- (3) 本公告から入札までの期間において、本市から指名停止等を受けていないこと。
- (4) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始を申し立てた者若しくは決定を受けた者又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始を申し立てた者若しくは決定を受けた者でないこと。
- (5) 手形交換所から取引停止処分を受けるなど経営状態が著しく不健全でないこと。
- (6) 官公庁で発注された斎場整備に係る事業手法調査（PFI導入可能性調査）業務の事業実績を有すること。

3 入札の心得、契約条項、仕様書その他入札に必要な事項を示す期間及び場所

- (1) 期間 平成22年9月29日（水）から10月7日（木）まで

(2) 場所 津市市民部市民課（3階）

4 入札参加資格の確認等

(1) 本件の条件付一般競争入札に参加しようとする者は、入札参加申込書等を提出し、入札参加資格の確認を受けなければなりません。

ア 提出期限 平成22年10月7日（木）午後5時15分まで

イ 提出場所 津市市民部市民課（3階）

ウ 提出方法 持参又は郵送

郵送の場合は、一般書留又は簡易書留のいずれかの方法によるものとし、提出期限必着とする。

(2) 提出書類

津市条件付一般競争入札参加申込書及び必要な添付書類

(3) 入札参加資格の審査結果については、文書により通知します。

5 入札及び開札の日時

平成22年10月14日（木）午前11時30分から

6 入札及び開札の場所

津市役所 第31会議室（3階）

7 入札保証金

入札の際に入札価格の100分の3以上の入札保証金を納付しなければなりません。規則第15条第1項各号のいずれかに該当する場合は免除とします。

8 入札の無効

規則第19条各号のいずれかに該当する入札は、無効とします。

9 契約保証金

契約締結の際に契約金額の100分の10以上の契約保証金を納付しなければなりません。規則第28条第1項各号のいずれかに該当する場合は免除とします。

10 その他の注意事項

(1) 指定の入札書により、仕様書に基づき入札金額等を記載の上、封書し、入札を行ってください。

(2) 落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の5に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額）をもって落札金額とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者である

かを問わず、見積もった契約希望金額の105分の100に相当する金額を入札書に記載してください。

- (3) 再入札を行う場合がありますので、入札書の予備を用意してください。
- (4) 同額の者が2業者以上の場合は、くじ引きにより落札者を決定します。
- (5) この入札に係る費用は、すべて入札者の負担とします。
- (6) 天災その他やむを得ない事由により入札を行うことができないときは、入札を延期または中止することがあります。
- (7) その他、入札者は、別添「条件付一般競争入札参加者心得」に留意の上、入札に臨んでください。

【問い合わせ先】

津市市民部市民課新斎場建設担当

電話番号 059-229-3205

FAX 059-229-3366

津市公告第148号

狂犬病予防員より狂犬病予防法（昭和25年法律第247号）第6条第1項に基づく犬の抑留について通知がありましたので、同条第8項の規定により公告します。

平成22年9月29日

津市長 松田直久

- 1 抑留日 平成22年9月24日
- 2 抑留期間 平成22年10月1日まで

番号	捕獲した場所	種類	毛色	性別	体格	年齢	その他
1	津市 美里町穴倉	雑種	黒茶	オス	中	91日 以上	首輪あり

- 3 連絡先 津市環境部環境保全課

電話 059-229-3282

津保健福祉事務所 保健衛生室衛生指導課

電話 059-223-5192

津市水道局告示第12号

津市水道局指定給水装置工事事業者に次のとおり指定したので、津市水道局指定給水装置工事事業者規程（平成18年水道事業管理規程第14号）第10条第1号の規定により告示する。

平成22年9月28日

津市水道事業管理者 渡辺三郎

名 称	所 在 地	指定年月日
有限会社末崎水道	亀山市能褒野町245番地の2	平成22年9月7日

津市教育委員会告示第13号

教育委員会を次のとおり招集する。

平成22年9月22日

津市教育委員会

委員長 中西 智子

- 1 招集の日時 平成22年9月24日（金）午後4時から
- 2 招集の場所 教育長室
- 3 会議の事件 人事について